

保険税の税率が改正されます

令和4年度の税率は？

令和6年度までに実施することとなっている北海道の保険料(税)水準の統一に伴い、後期高齢者支援金等分及び介護納付金分において「平等割」が新設されています。

また、課税限度額についても、国の法律改正に伴い引き上げています。

令和4年度の改正では、所得割の引き下げにより、ほとんどの世帯の保険税が減少する見込みとなっています。しかし、令和5年度以降は医療費の増加が見込まれ、徐々に保険税が増加する見通しとなっています。

■税率の改正

【単位：円、%】

区 分		現 行	令和4年度	増 減
医 療 分	所得割	11.00	7.50	△ 3.50
	均等割	20,000	24,100	4,100
	平等割	32,000	25,400	△ 6,600
後 期 高 齢 者 支 援 金 等 分	所得割	3.00	2.30	△ 0.70
	均等割	10,000	7,600	△ 2,400
	平等割	—	(新) 3,000	3,000
介 護 納 付 金 分	所得割	2.70	1.50	△ 1.20
	均等割	12,000	6,800	△ 5,200
	平等割	—	(新) 2,100	2,100
合 計	所得割	16.70	11.30	△ 5.40
	均等割	42,000	38,500	△ 3,500
	平等割	32,000	30,500	△ 1,500

■課税限度額の引き上げ

【単位：円】

区 分	現 行	令和4年度	増 減
医 療 分	630,000	650,000	20,000
後期高齢者支援金等分	190,000	200,000	10,000
介護納付金分	170,000	170,000	—
合 計	990,000	1,020,000	30,000